

地域住民の意見を踏まえて 長崎大学がBSL-4施設に講じた安全対策措置について

本資料はこれまで地域連絡協議会（平成28（2016）年5月12日に第1回を開催し、これまで令和8（2026）年2月4日まで10年間54回開催）において地域住民の委員の皆さまと協働して議論した内容に基づき、長崎大学がBSL-4施設に講じた安全対策措置のうち地域住民から最も重要であるとして求められた事項について以下の5項目に取りまとめたものです。

- ①リスクに応じた安全管理規則の制定
- ②実験情報の開示
- ③事故発生時の住民への伝達手段としての屋外スピーカー設置
- ④軍事的な研究は行わないことの約束
- ⑤長崎市地域防災計画へのBSL-4施設の掲載

① リスクに応じた安全管理規則の制定

～地域住民の意見を踏まえて大学が講じた安全対策措置について～

(1) 住民委員からの意見と大学の取組 (地域連絡協議会)



住民委員

第10回ほか
※

BSL-4施設にはどのようなリスクがあるのですか？

※第11,12,13,14回など

第15回

リスクは大きく5分類、全部で169の項目があります。

第16回

どのようにリスクを評価したのですか？

第17回ほか
※

項目毎に1つずつ分析し、リスクの評価を行いました。

※第18,19,20,21,27回など

第31回

どのようにそのリスクを管理していくのですか？

第32回ほか
※

技術面・手続面・組織面等からリスクへの対策を検討し
地元のご意見も加味した方法で管理します。

※第32,33,34,35,36回など

新・第3回

協議会で検討してきたリスク管理の方法を盛り込んで、
実験棟の安全管理規則を新たに制定しました。(R6.2.6)

第10回で本件の協議が始まって以降、リスクについて協議を重ね、安全管理規則ができました。
委員の皆さまに感謝申し上げます。

令和 7年 1月24日、厚生労働大臣から一種病原体所持施設としての指定を受けたことに伴い、
大学で定めた安全管理規則は感染症法に基づく「感染症発生予防規程」として法令で位置づけられることとなりました。

【参考】 上述の主な回次日程

- ・ 第10回 (H29.5.23)
- ・ 第15回 (H30.3.18)
- ・ 第16回 (H30.5.8)
- ・ 第17回 (H30.6.29)
- ・ 第31回 (R2.8.25)
- ・ 第32回 (R2.10.14)
- ・ 新・第3回 (R6.2.13)



長崎大学

(2) リスクアセスメント：リスクの洗い出しと評価

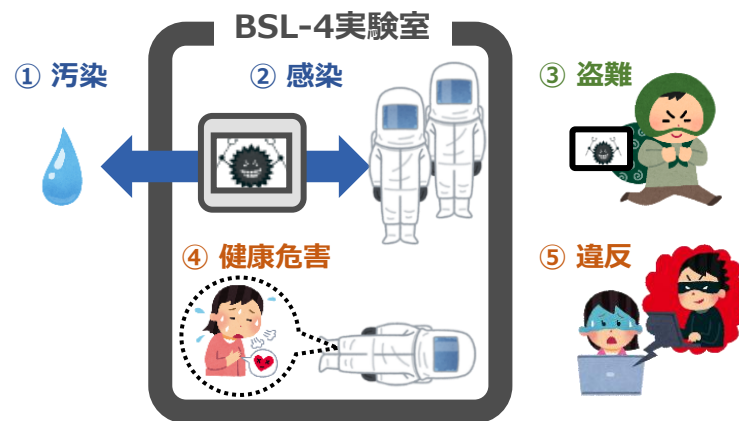
第15回
初回説明

第16回
具体的説明

...

ア. 地域への被害の可能性のある以下の5項目を**重大事象**として整理

- ① BSL-4実験室外の病原体による汚染
- ② BSL-4研究者などの病原体への感染
- ③ BSL-4病原体の紛失・盗難・不法持ち出し
- ④ 感染以外の研究者などの健康危害
- ⑤ 関係する法令などの違反



イ. **重大事象**の発生パターンを検証し、ハード・ソフト面の対策を検討



第16回 意見交換 … 第32回 具体策検討 …

具体的には、リスクアセスメントにより抽出された重大な事象と169項目に及ぶリスク項目について、発生パターンを検証し、対策を検討しました。

重大な事象の発生パターンの検証

169のリスク項目
(6ページ)

出典：長崎大学高度感染症研究センターHP 5
<https://www.ccpid.nagasaki-u.ac.jp/bsl4/tiiki/>

(4) 制度化：安全管理規則等（令和6年5月施行）

第26回
規則説明

第43回
基準説明

ア. 法的枠組み

一種病原体等所持施設は、厚生労働省の監督の下、感染症法等に基づき厳格に運用されます。
感染症法（第56条の18）により、特定一種病原体等所持者（長崎大学長）は「感染症発生
予防規程」を作成し、厚生労働大臣へ届け出る義務を負うこととなっています。
規程に定める事項は、感染症法施行規則（第31条の21）に規定されています。

イ. 長崎大学としての対応

住民委員のご意見を踏まえ、安全性・
信頼性・透明性を高める内容を法令に
上乘せして、「高度感染症研究センター
実験棟生物災害等防止安全管理規則」を制定しました。

- ・ 制定：令和6年2月6日
- ・ 施行：令和6年5月7日

本規則は、令和7年1月24日の厚生
労働大臣の指定以降、感染症法に基
づく正式な文書として運用されています。

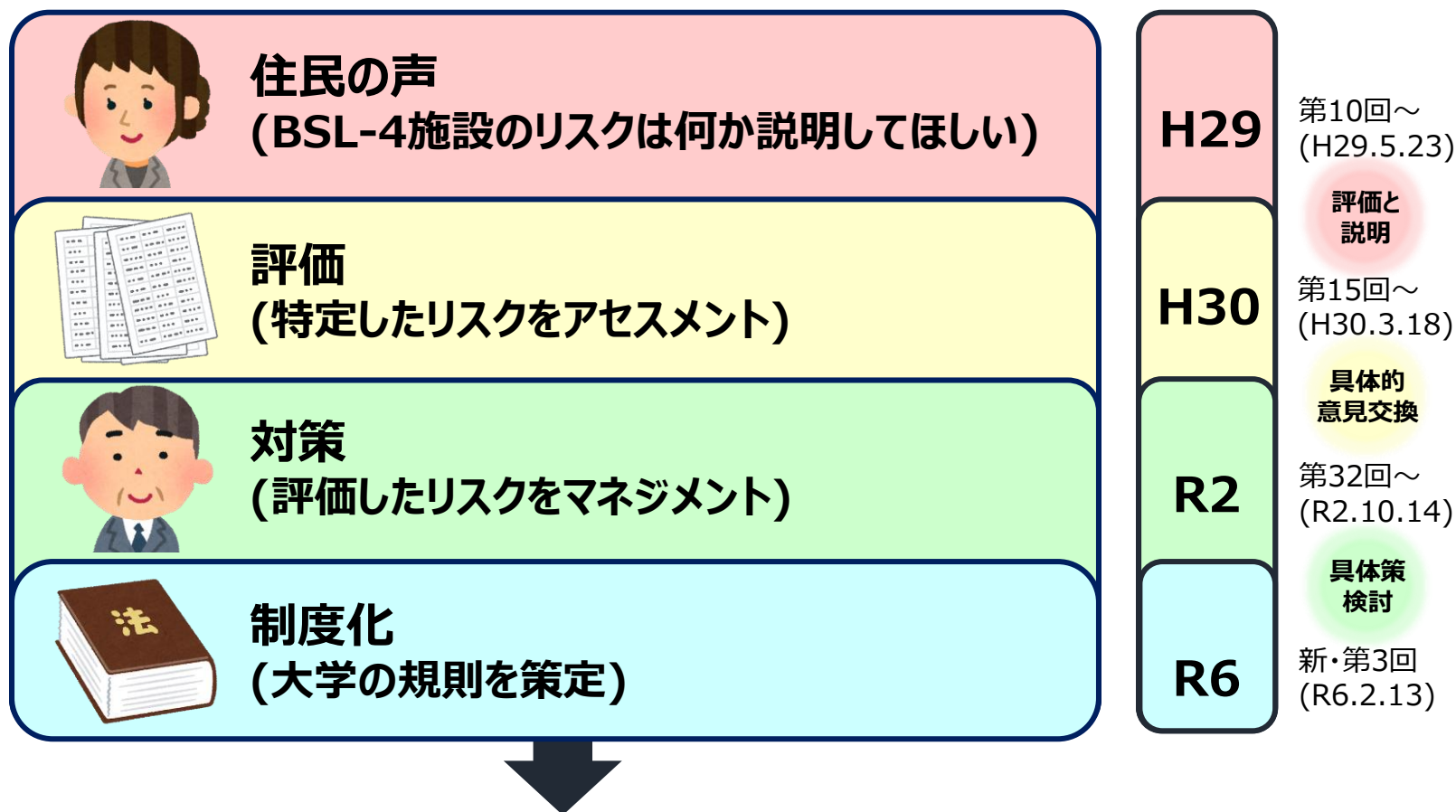
なお、施設が稼働する限り、この規則
に従って運用することが法律で義務付け
られています。

住民委員との意見交換を通じて作り上げた 主な内容

- ・ BSL-4施設で行う実験内容の公表
- ・ 実験従事者の限定（健康・信頼性・教育訓練）
- ・ 動物実験の安全管理
- ・ 緊急時の住民への情報伝達
- ・ 安全管理部門の独立性確保
- ・ 内部監査（バイオセーフティ管理監）
- ・ 定期的な訓練の義務化
- ・ 規則違反への罰則
- ・ その他

(5) まとめ：大学の安全確保にかかる制度を制定した流れ

安全確保にかかる制度については、県・市・大学で設置した地域連絡協議会で議論を重ねて策定いたしました。



本学は、地域住民委員のご意見を基に安全対策を強化し、制度として整備しました。今後も地域連絡協議会で意見を交わしながら、安全を守る体制を堅持していきます。

② 実験情報の開示

～地域住民の意見を踏まえて大学が講じた安全対策措置について～

住民委員からの意見と大学の取組 (地域連絡協議会)

第33,38,
39,40,
41回

施設内でどのような実験が行われているのか分からず、不安を感じています。 BSL-4実験室での研究や作業は、住民や協議会へ報告していただきたいです。

国立感染症研究所でも情報公開が行われていることを聞いており、同様の対応を期待しています。

テロ対策で公開に制限があることは理解していますが、可能な範囲で実験内容や実施状況を開示し、安全に終了したことを定期的に報告していただきたいです。



【参考】以下の協議会で協議

- ・ 第33回 (R2.12.18)
- ・ 第38回 (R3.7.19)
- ・ 第39回 (R3.10.26)
- ・ 第40回 (R4.3.23)
- ・ 第41回 (R4.6.28)
- ・ 新・第6回 (R7.1.28)

承知しました。
BSL-4実験室で行う実験については、長崎大学でも協議会を通じて報告いたします。

第40回



第41回

実験に使用するウイルス名は公開されるのでしょうか。
実験の詳しい内容はわかりませんが、使用するウイルス名について、どこまで示してもらえるのか知りたいです。



実験で使用するウイルス名もお知らせいたします。
なお、セキュリティや知的財産の都合でどうしても公開できない場合がございます。

第41回
新・第6回



規則への記載

長崎大学高度感染症研究センター実験棟
生物災害等防止安全管理規則 より

(情報公開)

第31条 学長は、BSL-4実験室で実施した研究に関して、次に掲げる事項について安全管理基準に定めるところにより公表するものとする。

- (1) 一種病原体等を用いて作業を実施した年月
- (2) 研究及び作業の内容
- (3) 作業人数及び作業時間
- (4) 実験作業に係る異常の有無
- (5) 滅菌処理の有無
- (6) その他特記事項

BSL-4実験室で行う研究や作業は、地域連絡協議会へ報告することとし、長崎大学高度感染症研究センター実験棟生物災害等防止安全管理規則にも記載いたしました。

可能な範囲で実験内容や実施状況を開示し、安全に終了したことを報告いたします。



長崎大学

参考：報告例

長崎大学高度感染症研究センター実験棟におけるBSL-4実験室で 実施されている作業内容に関する報告

国立大学法人 長崎大学
高度感染症研究センター

業務課題名：

1. 目的

2. 実施期間
年 月 日 ～ 年 月 日（作業の人数や要した時間は次ページ）

3. 作業内容

4. 今後の予定

5. 備考

BSL-4実験室における作業、内容等（例）

作業を実施 した年月	実験室機能 の異常の有無	作業 人数	作業 時間	研究・作業内容	滅菌 処理	その他 特記事項
○年○月○日	無	2	2	細胞培養	済	

③事故発生時の住民への伝達手段としての屋外スピーカー設置

～地域住民の意見を踏まえて大学が講じた安全対策措置について～

住民委員からの意見と大学の取組（地域連絡協議会）

【参考】以下の協議会で協議

- ・ 第38回 (R3.7.19)
- ・ 第40回 (R4.3.23)
- ・ 第42回 (R4.9.27)
- ・ 第43回 (R4.12.20)
- ・ 新・第2回 (R5.10.17)
- ・ 新・第3回 (R6.2.13)
- ・ 新・第7回 (R7.3.24)
- ・ 新・第8回 (R7.7.2)
- ・ 新・第9回 (R7.11.19)

第38,40,
42,43回



住民委員

国立感染症研究所村山庁舎のBSL-4施設では緊急時に屋外スピーカーでまず一報を告げるということだったので、長崎大学でも屋外スピーカーを設置して、住民みんなにきちんとした第一報の情報を知らせてほしいです。

新・第2回

承知しました。
実験棟の屋上に4方向に向けて屋外スピーカーを設置します。また、設置後に試験放送を実施します。



長崎大学

新第3,7回



住民委員

BSL-4施設で緊急事態が起きているということが分かるように、放送時のチャイム音を工夫して欲しいです。

新・第8,9回

ご指摘のとおり、放送冒頭のチャイム音は非常時を想起させるような音種であるべきと考えます。屋外スピーカー使用訓練においてチャイム音（またはサイレン音）を複数種放送し、比較検討を行いました。



長崎大学

屋外スピーカー使用訓練の定期的な実施

屋外スピーカーが正常に作動し、かつ放送音がキャンパス周辺に届いていることを確認するため、令和7年10月に以下のとおり使用訓練を実施。当日は傍聴者として住民委員にも参加いただきました。今後も毎年定期的に訓練を実施予定。

- ・日時：令和7年10月28日(火)12:10～12:50
- ・放送場所：BSL-4実験棟
- ・放送音の確認地点：平野町（医学部正門の少し先）
平和町（平和町商店街）
江平（江平2丁目）
- ・傍聴場所：医学部キャンパス モニュメント付近

段階的に音量を増大させながら、3回放送を行い、3回目には全ての確認地点にて放送音が聞こえることを確認しました。



実験棟警備員室にて放送用CDを再生

長崎大学から屋外スピーカーの 使用訓練のお知らせ

このたび、長崎大学坂本キャンパスに令和5年12月に設置した屋外スピーカーの使用訓練（機器の作動確認等）を実施いたします。
スピーカーから大音量で放送するため、近隣地域の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

1. 日時

令和7年10月28日（火）（予備日10月29日（水））
の12時10分～12時50分の間

※10月28日に、警報級の悪天が予想される場合は、予備日の10月29日の同時刻等に実施する予定です。

2. 回数

上記時間内に2回程度



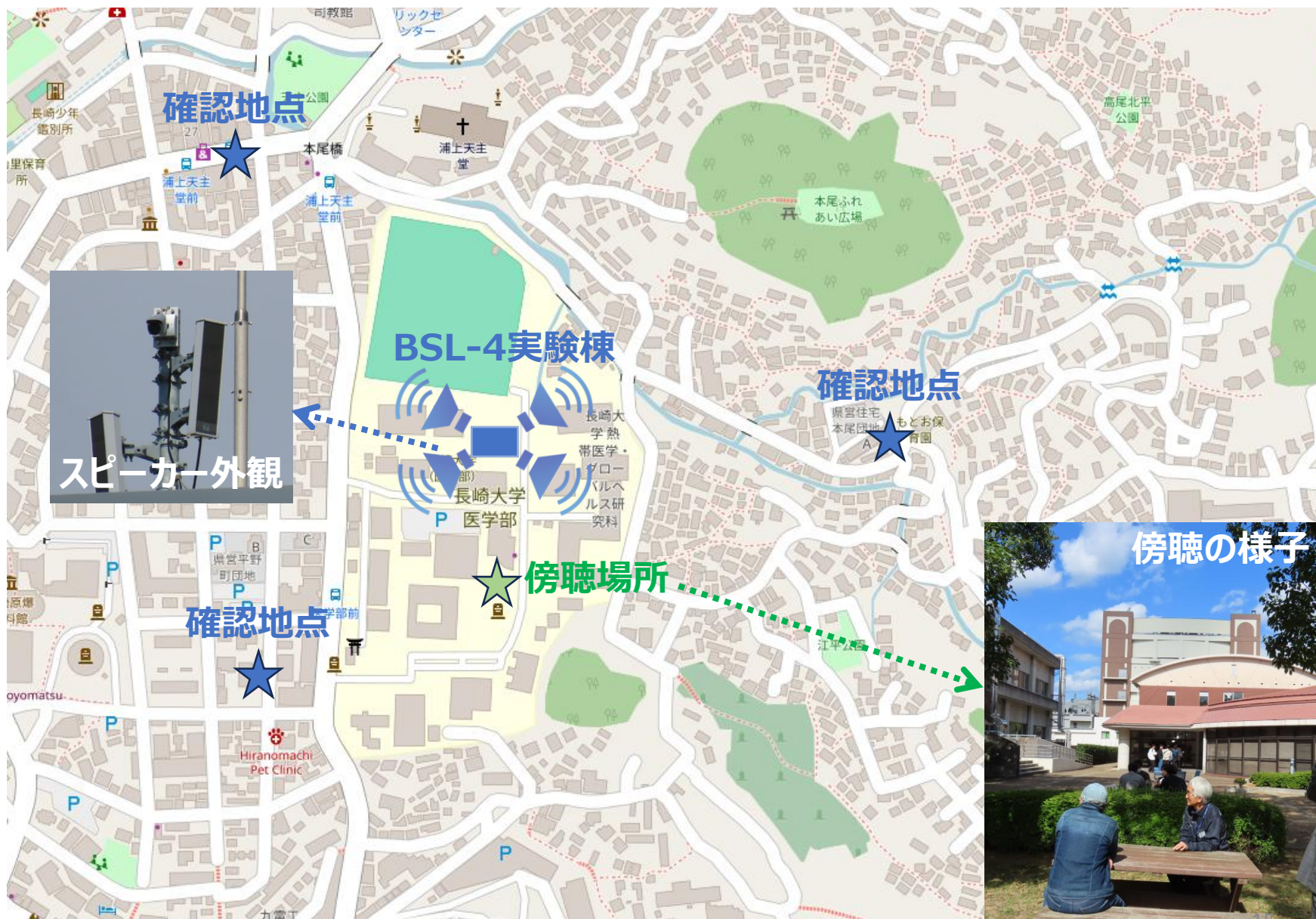
3. 放送内容

チャイム音またはサイレン音及び使用訓練である旨の音声*を
1回につき1分間程度放送します。

*この放送音声は「音頭さん」を使用しています。

【お問い合わせ先】
長崎市坂本1丁目12番4号
長崎大学高度感染症研究センターリエンソ推進室
電話：0120-095-819（フリーダイヤル）
又は095-800-4306

屋外スピーカー使用訓練の配置図（令和7年10月）



④ 軍事的な研究は行わないことの約束

～地域住民の意見を踏まえて大学が講じた安全対策措置について～

住民委員からの意見と大学の取組 (地域連絡協議会)

第27,29,
30,32回



住民委員

平和都市の長崎で、長崎大学の研究者、もしくは大学が軍事目的でBSL-4施設を利用することがあってはなりません。

【参考】以下の協議会で協議
・ 第27回 (R元.9.27)
・ 第29回 (R2.2.7)
・ 第30回 (R2.8.21)
・ 第32回 (R2.10.14)

学長宣言

研究者行動規範

本学の研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

(長崎大学研究者行動規範)

共同研究

本学において受け入れる共同研究は、大学の社会的使命に照らし、教育研究上有意義であって、人類の福祉と文化の向上への貢献を目的とする研究に限るものとし、軍事等への寄与を目的とする研究は、受入れの対象としない。

(長崎大学共同研究規程第3条)

以上を踏まえて、BSL-4施設を利用することを宣言する。

令和5年10月1日 長崎大学長 永安武

地元にそのような不安があることを重く受け止め、施設の利用者個々人が研究者として長崎大学研究者行動規範を遵守し、大学としても改めて長崎大学共同研究規程に従って研究を進めることを、学長宣言 (左掲) として公表し、それに基づき具体的行動 (次頁) をとってまいります。



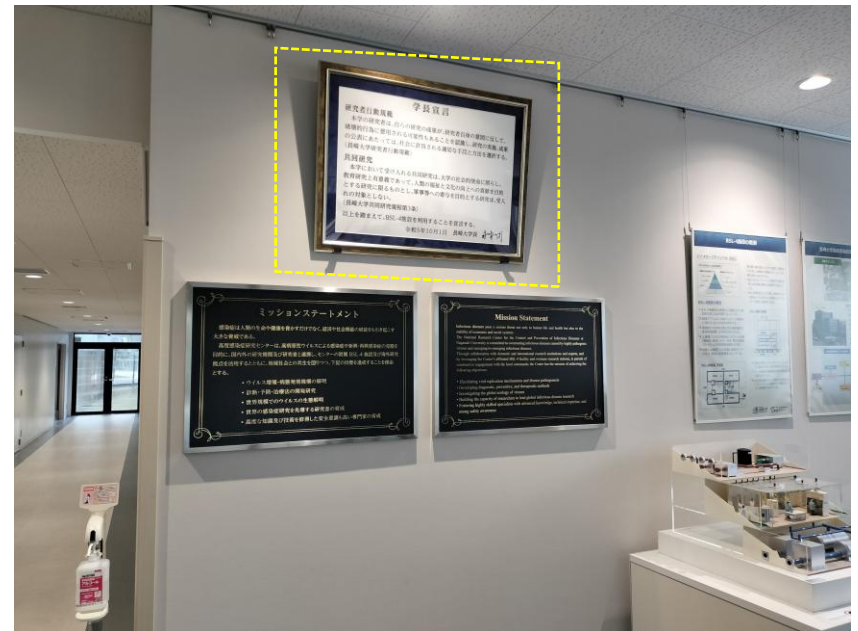
長崎大学

学長宣言に基づく具体的行動

- 学長宣言に基づき、以下の具体的行動をとります。
 - －BSL-4施設を利用する研究者の教育訓練において、遵守事項として長崎大学研究者行動規範を周知・徹底
 - －BSL-4施設を利用する研究計画の審査において、長崎大学研究者行動規範、長崎大学共同研究規程等に沿って厳格に審査
- 学長宣言を高度感染症研究センターBSL-4実験棟、本館それぞれに掲示（下の写真参照）



学長宣言が高度感染症研究センターBSL-4実験棟 1階ロビーに掲示されている様子



学長宣言が高度感染症研究センター本館 1階ロビーに掲示されている様子（上段の白地の額縁）

参考：高度感染症研究センターのミッションステートメント（使命）

ミッションステートメント

感染症は人類の生命や健康を脅かすだけでなく、経済や社会機能の破綻をも引き起こす大きな脅威である。

高度感染症研究センターは、高病原性ウイルスによる感染症や新興・再興感染症の克服を目的に、国内外の研究機関及び研究者と連携し、センターの附属BSL-4施設及び海外研究拠点を活用するとともに、地域社会との共生を図りつつ、下記の目標を達成することを使命とする。

- ・ウイルス増殖・病態発現機構の解明
- ・診断・予防・治療法の開発研究
- ・世界規模でのウイルスの生態解明
- ・世界の感染症研究を先導する研究者の育成
- ・高度な知識及び技術を修得した安全意識の高い専門家の育成

英語版

Mission Statement

Infectious diseases pose a serious threat not only to human life and health but also to the stability of economic and social systems.

The National Research Center for the Control and Prevention of Infectious Diseases at Nagasaki University is committed to overcoming infectious diseases caused by highly pathogenic viruses and emerging/re-emerging infectious diseases.

Through collaboration with domestic and international research institutions and experts, and by leveraging the Center's affiliated BSL-4 facility and overseas research stations, in pursuit of constructive engagement with the local community the Center has the mission of achieving the following objectives:

- Elucidating viral replication mechanisms and disease pathogenesis
- Developing diagnostic, preventive, and therapeutic methods
- Investigating the global ecology of viruses
- Building the capacity of researchers to lead global infectious disease research
- Fostering highly skilled specialists with advanced knowledge, technical expertise, and strong safety awareness



ミッションステートメントが高度感染症研究センター本館1階ロビーに掲示されている様子
（下段の黒地の額縁）

⑤長崎市地域防災計画へのBSL-4施設の掲載

～地域住民の意見を踏まえて大学が講じた安全対策措置について～

住民委員からの意見と大学の取組（地域連絡協議会）

第44回
新・第1回

BSL-4施設で事故が起きたときに大学と市が連携できないようでは、稼働は認められないと思います。

そのためにも、BSL-4施設だけの対策を独立した形でまとめてほしいです。

また、市民の安全・生命・財産を守るのは長崎市の重要な役割なので、その点を明確に示してほしいです。



住民委員

【参考】以下の協議会で協議

- ・第44回 (R5.2.15)
- ・新・第1回 (R5.7.24)
- ・新・第2回 (R5.10.17)
- ・新・第3回 (R6.2.13)
- ・新・第4回 (R6.6.3)

新・第1回

ご指摘の点は重く受け止めています。

現在、大学と市とで具体的な議論を継続しており、住民の皆さまの不安を解消することを最優先に、必要な内容を十分に盛り込めるよう協議を重ねています。



長崎大学

新・第2,3回

いただいた意見を踏まえ、長崎市地域防災計画へBSL-4施設に関する項目を新たに掲載します。

また、今回は独立した節として掲載するようBSL-4施設に特化した内容を整理しています。

構成としては「予防対策」と「応急対策」の二つに大きく分け、長崎大学・市・関係機関がそれぞれどのような措置を行うか明確に記載しました。(次ページ参照)



長崎市

新・第4回

大学がどのように取り組んでいるのか、市がしっかり監視する仕組みを求めてきましたが、その点が計画に盛り込まれたことは評価できます。



住民委員

長崎市地域防災計画への掲載（長崎市の資料より）

2 (1) 特定一種病原体等所持施設(BSL-4施設)に係る 事故・災害等対策計画の追加

新旧対照表
基本計画編
P154～158

掲載の考え方

- 特定一種病原体等所持施設(BSL-4施設)における安全性の確保については、感染症法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)を根拠とし、国及び施設責任者が実施すべき対応等が定められている。
- 一方、災害対策基本法の解釈として、特定の事象に対し、災害対策基本法が規定する警報の伝達、避難の指示などの応急対策等が有効と考えられる場合は、同法を根拠として応急対策等を実施するとの考え方が示されている。
→ BSL-4施設に係る事故・災害等の対応に万全を期すため、地域防災計画に掲載することとしたい。

計画の概要

- 1 予防対策
 - (1) 長崎大学：感染症法に基づく施設運用、報告・連絡体制の構築、地域住民への情報提供、訓練の実施等
 - (2) 市・関係機関：報告・連絡体制の構築、長崎大学への要請・協力、各種訓練の実施
- 2 応急対策
 - (1) 長崎大学：対策本部等による適切な対応、市等への情報伝達、地域住民等への情報提供
 - (2) 市・関係機関：体制の確立、各種応急対策の実施、長崎大学への要請・協力、市民等への情報発信

掲載の時期

- 長崎大学BSL-4施設が特定一種病原体等を所持するには、厚生労働大臣の指定を要する。
→ 当該指定の日から、本計画を地域防災計画に掲載する取扱いとしたい。※

28

※令和7年1月24日大臣指定を受け、掲載となりました。
(市役所HP <https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/3672.html>)

長崎市地域防災計画（一部抜粋）

長崎市地域防災計画に、長崎大学BSL-4施設を対象とした「特定一種病原体等所持施設の事故・災害対策」が新たに追加されました。（第10節 特定病原体等所持施設に係る事故・災害等対策計画）

地域の安全を確保するための取り組みを、平常時の予防対策 と 事案発生時の応急対策 の二つの視点から整理し、長崎大学・長崎市・関係機関がそれぞれどのような役割を担うのかを具体的に示しています。

長崎市地域防災計画 長崎市水防計画

（基本計画編・資料編）

長崎市防災会議

11	危険物の保安確保.....	19
12	治安の確保.....	19
13	通信の確保.....	19
14	広報の実施.....	19
第6節	鉄軌道災害対策計画.....	22
1	応急対策計画.....	22
第7節	道路災害対策計画.....	24
1	応急対策計画.....	24
第8節	原子力災害対策計画.....	26
1	原子力施設事故.....	26
2	放射線使用施設等の事故.....	27
第9節	不発弾等の処理対策計画.....	29
1	基本的な考え方.....	29
2	埋没不発弾等の発掘.....	29
3	偶発的に発見された不発弾等の処理対策.....	31
4	海域における不発魚雷や不発機雷が発見された場合.....	33
第10節	特定一種病原体等所持施設に係る事故・災害等対策計画.....	36
1	予防対策.....	36
2	応急対策.....	37

第6章	災害復旧計画.....	1
第1節	災害復旧計画の目的.....	1
1	災害復旧計画の策定.....	1
第2節	災害復旧計画の実施責任者.....	2
1	災害復旧の実施機関.....	2
第3節	住宅災害の復旧等に関する計画.....	3
1	住宅災害についての情報提供.....	3
2	住宅災害の復旧対策.....	3
第4節	激甚災害の指定に関する計画.....	7
1	激甚災害指定の手続.....	7
2	特別財政援助額の交付（申請）手続.....	7
3	激甚災害指定基準.....	8
第5節	災害応急融資計画.....	12
1	中小企業者及び一般被災者に対する応急措置.....	12
2	農業者に対する応急融資.....	16
3	林業者に対する応急融資.....	16
4	漁業者に対する応急融資.....	17
第6節	生活確保対策計画.....	18

第10節 特定一種病原体等所持施設に係る事故・災害等対策計画

＜長崎大学・防災危機管理室・市民健康部・消防局・長崎県・長崎県警察本部＞

＜基本方針＞

特定一種病原体等所持施設に係る事故・災害等については、長崎大学、市、長崎県及び関係機関等が密接に連携して対応することにより、市民の不安を減ずるとともに、安全・安心を確保する。

特定一種病原体等所持施設における特定一種病原体等の安全性の確保については、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図ることなどを目的とした感染症法を根拠とし、その対応等が定められており、国及び特定一種病原体等所持施設の責任を有する長崎大学は、感染症法に基づき、事故・災害等の予防及び事故・災害等が発生した場合の応急対応等を実施することとされている。

一方、災害対策基本法を根拠とする本計画においても、市及び関係機関は、特定一種病原体等所持施設に係る事故・災害等が発生した場合において、同法に規定する各種応急対応等を実施することが有効である場合は、地域防災計画に基づく連携した応急対応等を講ずる体制を整えておくことが重要であり、また、長崎大学は、同法第7条に基づき、感染症法又は地域防災計画の定めるところにより、防災に関する責務を果たさなければならない。

そこで、特定一種病原体等所持施設に係る市民の不安を減ずるとともに、市民の安全・安心を確保するため、風水害や地震災害、他の大規模事故等に起因した場合も含め、特定一種病原体等所持施設における事故・災害等の対応に万全を期するため、本節において長崎大学及び市等が処理すべき事項を示すものである。

1 予防対策

- 長崎大学が行う措置
長崎大学は、感染症法に基づき、次の措置を講ずる。
ア 特定一種病原体等所持施設の厳格な運用
特定一種病原体等所持施設に特化した厳格な管理規程（感染症法に規定する感染症発生予防規程等をいう。以下同じ。）に基づき運用する。
イ 報告・連絡体制の構築
市等に対する特定一種病原体等所持施設及び管理規程の運用状況等の伝達及び事故・災害等の発生時に係る報告・連絡体制を構築する。
ウ 地域住民への情報提供
特定一種病原体等所持施設の運用状況を地域住民等へ適宜伝達する。
エ 教育訓練の実施

長崎市防災会議※での説明

長崎市地域防災計画に、本学BSL-4施設に係る事故・災害等対応計画が記載されたことを受けて、令和7年3月25日、長崎市防災会議でBSL-4施設の現状や今後の対応について本学より説明しました。

※ 長崎市防災会議とは

長崎市防災会議は、災害対策基本法と長崎市防災会議条例に基づき、市の防災に関する基本方針や地域防災計画の策定などを行う会議。

会議での説明の様子（長崎市役所7階会議室）



長崎市防災会議 会長（長崎市長）

**長崎大学としては、引き続き地域連絡協議会の場を通じて
地域住民の皆さまと緊密に連携していくとともに、本資料で
取りまとめた措置について、着実に履行してまいります。**

**令和8年7月1日
長崎大学**

※ テロ対策については、安全管理の観点から本資料には明示しておりませんが、
様々な対策を適切に実施しております。